

# 船舶事故調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

事故種類	漕手負傷
発生日時	令和2年6月13日 09時45分ごろ
発生場所	神奈川県大磯町大磯港南方沖 大磯港西防波堤灯台から真方位205° 1,530m付近 (概位 北緯35° 17.5′ 東経139° 18.8′)
事故の概要	遊漁船第六豊漁丸 <sup>ほうりょう</sup> は、北東進中、漂泊中のスタンドアップパドルボード及び漕手に接触し、漕手が負傷した。
事故調査の経過	令和2年7月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第六豊漁丸、13.43トン KN2-1305（漁船登録番号）、有限会社豊漁丸 11.98m (Lr) × 3.50m × 1.08m、FRP ディーゼル機関、353kW、昭和57年9月 第235-14730号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月23日 免許証交付日 平成29年2月17日 (令和4年3月3日まで有効) 漕手 37歳 操縦免許 なし
死傷者等	軽傷 1人（漕手）
損傷	本船 船首部船底に擦過傷 スタンドアップパドルボード（A艇） 左舷船尾部船底に一部破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、釣りの目的で、令和2年6月13日05時00分ごろ大磯港南西方沖の釣り場に向けて神奈川県平塚市平塚漁港の定係地を出港した。 本船は、09時32分ごろ大磯港南西方沖の釣り場から同港南方沖の定置網（以下「本件定置網」という。）東方沖の釣り場に向けて航

	<p>行を開始した。</p> <p>船長は、手動操舵で操船に当たり、約13ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で東進中、GPSプロッターで確認した本件定置網東方沖の釣り場の方を見ながら、同釣り場に向けて左舵を取って針路を北東に向け始めた頃、右舷船首方約70mにスタンドアップパドルボード(以下「B艇」という。)を認めた。</p> <p>別のスタンドアップパドルボード(長さ2.00m、幅0.80m、厚さ0.20m、FRP製、以下「A艇」という。)は、B艇の北西方約100mで漂泊していた。</p> <p>A艇に乗って左舷方(西方)を向いて釣りをしていた漕手は、A艇に向けて間近に接近する本船を認め、シーアンカーを引き揚げてA艇に置いて固定していたパドルを外す時間がなく、危険を感じて海中に飛び込んだ。</p> <p>船長は、本船が本件定置網南西方沖を北東進中、間もなく、09時45分ごろ、衝撃を感じたので、船尾方を見たところ、A艇が海面に浮いているのを認め、A艇と接触したことを知った。</p> <p>船長は、漕手の安否を確認したところ、漕手が泳いでA艇に戻るのを認めたので、すぐに引き返して右舷船首部から釣り客が漕手及びA艇を本船に引き揚げて救助し、平塚漁港に帰港した後、警察署に本事故の発生を通報した。</p> <p>漕手は、水面下で本船にひかれて左膝及び背中に打ち身及び打撲を負い、後日、神奈川県海老名市の病院で診察を受けた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船、写真2 A艇 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>神奈川県環境農政局農政水産課のホームページによれば、次のとおりであった。</p> <p>ミニボート、シーカヤック、SUP(スタンドアップパドルボード)は、小さく目立ちにくいので、漁船や遊漁船、プレジャーボート等からの発見が遅れることがあります。万一衝突した場合は重大な事故に繋がりますので、十分注意してください。</p> <p>漁船や遊漁船、プレジャーボートを楽しむ皆様に注意していただきたいこと</p> <p>神奈川の海では、ミニボート、シーカヤック、SUP(スタンドアップパドルボード)を楽しむ方々が多く訪れます。厳重な見張りをお願いします。</p> <p>A艇の色は、側面が黒であり、上面が灰色及び緑色であり、B艇の色は、側面及び上面が白色で赤色のマークが付いていた。</p> <p>漕手は、黒色のウェットスーツを着用していた。</p> <p>船長は、左舵を取って北東方に変針した際、右舷船首方にB艇を確認したものの、A艇の色及び漕手のウェットスーツの色が海面の色と</p>

	<p>同色に見えて分かりづらかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>A艇は、本事故当時、船首を北方に向け、高さ約1.5mの赤旗を立てて左舷側からシーアンカーを投入して釣りをしながら漂泊していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、大磯港南方沖において東進中、船長が、A艇の色と漕手のウェットスーツの色が海面の色と同色に見えて分かりづらい状況下、本件定置網東方沖の釣り場に向けて左転し、針路を北東に向け始めた際、右舷船首方にB艇を認めたものの、同釣り場の遠方を見ながら航行を続けたことから、A艇に接近していることに気付かず、A艇及び漕手に接触し、漕手が負傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が大磯港南方沖を東進中、船長が、A艇の色と漕手のウェットスーツの色が海面の色と同色に見えて分かりづらい状況下、本件定置網東方沖の釣り場に向けて左転し、針路を北東に向け始めた際、右舷船首方にB艇を認めたものの、同釣り場の遠方を見ながら航行を続けたため、A艇に接近していることに気付かず、本船がA艇及び漕手に接触し、漕手が負傷したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、沿岸の海域では目立ちにくい色のスタンドアップパドルボードが釣りを行っている場合もあるので、遠方の目的地を見るのみならず厳重に付近海域の見張りを行うこと。</li> <li>・スタンドアップパドルボードの漕手は、付近の海域を航行する遊漁船等が自船に気付かない場合もあるので、できるだけ高い位置に目立つ色の旗（オレンジ色等）を揚げる。また、旗を立てられない場合は、ウェットスーツが目立ちにくい色が多いので、目立つ色のものや帽子を着用することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

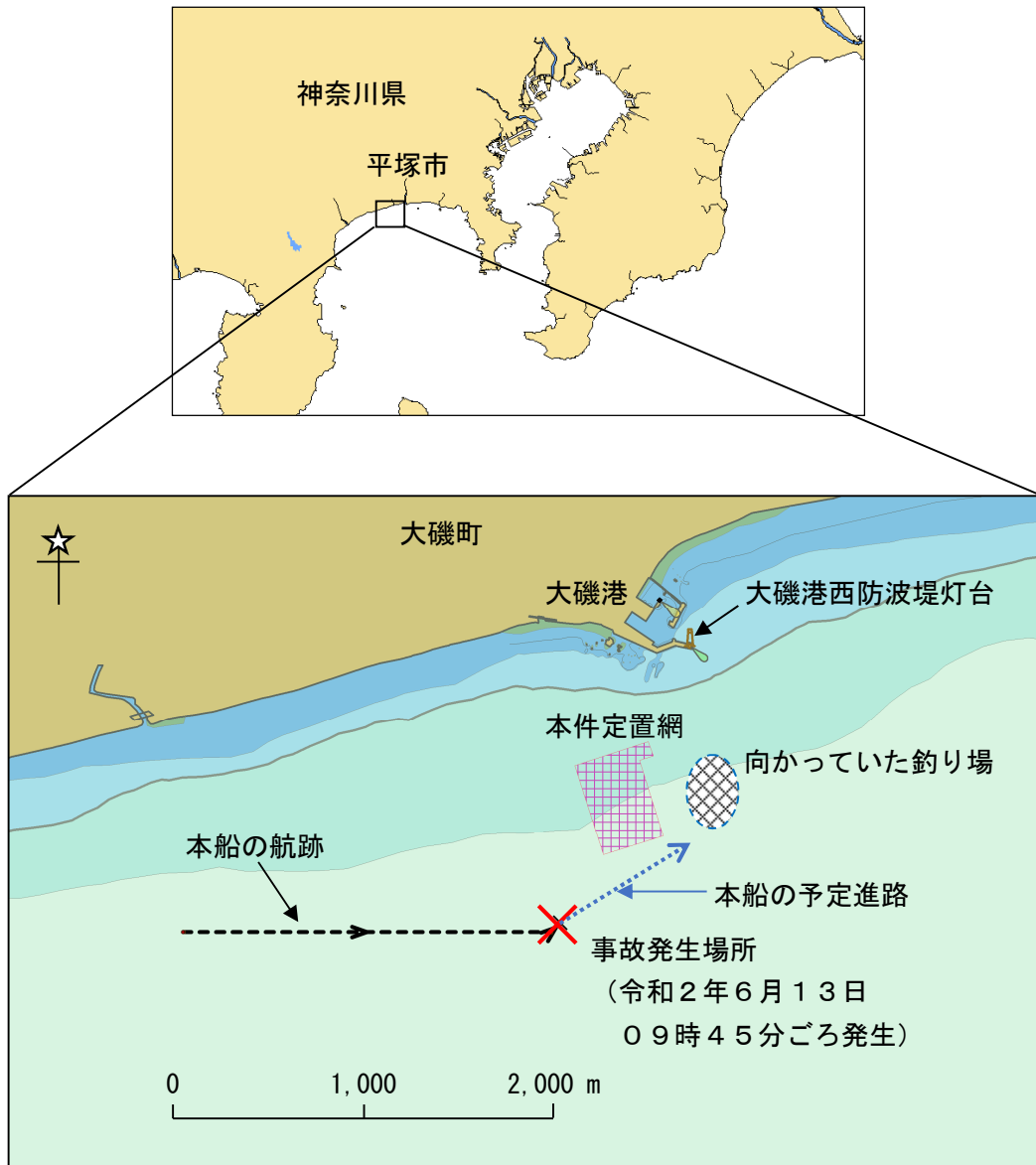


写真1 本船



写真2 A艇

